

平成 29 年度 仙台市 防災 会議

議 事 録

I 開催日時：平成 29 年 6 月 5 日（水）15 時 00 分から 15 時 58 分まで

II 開催場所：TKP ガーデンシティ仙台勾当台 ホール 1

III 出席者：会長 1 名・委員（代理含む）36 名 計 37 名

役 職	職 名	氏 名	備 考
会 長	仙台市長	奥山恵美子	
委 員	仙台市副市長	藤本 章	
〃	東北財務局 局長	中田 悟	代理 安藤 嘉昭
〃	東北地方整備局仙台河川国道事務所 所長	松居 茂久	代理 高橋 正寿
〃	東北経済産業局 局長	田川 和幸	代理 渡部 義賢
〃	東北運輸局 局長	尾関 良夫	代理 半澤 敏郎
〃	仙台管区気象台気象防災部 部長	藤田 司	
〃	宮城海上保安部 部長	岩渕 洋	
〃	東北農政局 局長	松尾 元	代理 垣見 勝彦
〃	仙台森林管理署 署長	齋藤 哲	代理 中嶋 一
〃	陸上自衛隊第 22 普通科連隊 連隊長	二瓶 恵司	代理 坂口 雅亮
〃	宮城県 総務部危機管理監	山内 伸介	
〃	宮城県警察 仙台市警察部長	高橋 俊章	代理 千葉 良朗
〃	東日本旅客鉄道(株)仙台支社 執行役員仙台支社社長	松木 茂	代理 瀬川 亮吉
〃	東日本電信電話(株)宮城事業部 取締役宮城事業部長	柴田 基靖	代理 吉田 隆
〃	東北電力(株)仙台営業所 所長	小林 正明	
〃	日本通運(株)仙台支店 執行役員仙台支店長	佐藤 武司	欠席
〃	日本赤十字社宮城県支部 事務局長	本木 隆	
〃	日本放送協会仙台放送局 局長	西村 睦生	欠席
〃	東日本高速道路(株)東北支社仙台東管理事務所 所長	岩崎 伸一	
〃	東北放送(株) 報道制作局長	今井 敦	
〃	(株)仙台放送 報道局長	佐藤 俊昭	

〃	㈱宮城テレビ放送 取締役報道制作局長	佐藤みえ子	
〃	㈱東日本放送 執行役員報道制作局長	佐藤 直樹	欠席
〃	㈱エフエム仙台 編成局編成部長	二階堂 秀	
〃	仙台市医師会 会長	永井 幸夫	欠席
〃	宮城中央森林組合 代表理事組合長	赤間 長男	
〃	仙台市連合町内会長会 会長	菅井 茂	
〃	仙台市民生委員児童委員協議会 副会長	森 孝義	
〃	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会 会長	八木 彌生	
〃	仙台商工会議所 女性会副会長	荒井美佐子	欠席
〃	(社福) 仙台市社会福祉協議会 会長	山浦 正井	
〃	(社福) 仙台市障害者福祉協会 会長	阿部 一彦	
〃	(公財) 仙台観光国際協会 理事長	渡邊 晃	
〃	(公財) せんだい男女共同参画財団 理事長	木須八重子	
〃	(特非) イコールネット仙台 代表理事	宗片恵美子	
〃	エフエム仙台 防災・減災プロデューサー	板橋 恵子	
〃	宮城県消防協会仙台地区支部長	八島 信夫	
〃	仙台市消防局長	中塚 正志	
〃	〃 教育長	大越 裕光	代理 佐藤 正幸
〃	〃 危機管理監	佐々木英夫	

IV 傍聴者：なし

V 議事次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 報告事項
避難勧告等の名称変更について
4. 議 事
仙台市地域防災計画の修正について
5. その他
想定最大規模降雨を踏まえた平成 30 年度以降の対応について
6. 閉 会

VI 配付資料

- ・資料 1 避難勧告等の名称変更について
- ・資料 2-1 平成 28 年度 主な災害対応状況
- ・資料 2-2 仙台市地域防災計画の修正について
- ・資料 2-3-1 仙台市地域防災計画（共通編）修正箇所一覧表
- ・資料 2-3-2 仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 修正箇所一覧表
- ・資料 2-3-3 仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 修正箇所一覧表
- ・資料 2-3-4 仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 修正箇所一覧表
- ・資料 2-4 仙台市地域防災計画修正案 パブリックコメント実施結果
- ・資料 3-1 想定最大規模降の降雨による洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域について
- ・資料 3-2 想定最大規模降雨を踏まえた平成 30 年度以降の対応について

Ⅶ 会議経過

1. 開 会

2. あいさつ 奥山市長

- 仙台市防災会議条例第3条第3項の規定に基づき仙台市防災会議会長の奥山市長が議長とされた。
- 議事録署名委員として、東日本高速道路株式会社東北支社仙台東管理事務所長 岩崎 伸一委員 及び株式会社仙台放送報道局長 佐藤 俊昭委員を指名した。

3. 報告事項

(1) 避難勧告等の名称変更について

- ・資料1に基づき、事務局（仙台市危機管理室防災計画課長）から説明

4. 議 事

(1) 仙台市地域防災計画の修正について

- ・資料2-1に基づき、事務局（仙台市危機管理室危機管理課長）から説明
- ・資料2-2、資料2-3-1、資料2-3-2、資料2-3-3、資料2-3-4、資料2-4に基づき、事務局（仙台市危機管理室防災計画課長）から説明

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

避難勧告等の名称を変更されたが、どの段階でどの情報を出すということについては、仙台市ではどのように意思決定され、どういう経過で広く市民に発令されるようになるのか、その行程を伺いたい。どういう人員で決めて、最高意思決定者は誰かということも含めて教えてほしい。

【議長】

最後の意思決定は本日のこの会議になると思う。事務的には国のガイドラインであったり、昨年度来の様々な大雨の状況を把握したりする中で、その実態を精査しながら見直しをする。たたき台という形で事務局が作るが、本日の会議において最終決定を行うものになろうかと思う。

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

現実に大雨の状況が市内にあって、避難に関する情報をどのように出すのかということについてお聞きしたい。

【議長】

そういったことも最終的には私の判断になると思うが、どのような情報収集をして、どういう手順で避難に関する情報を発令するのか、事務局から説明する。

【仙台市危機管理室長】

避難勧告等を出す場合の実際の状況についてお話しする。

基本的な体制については、市長の下で市の災害対策本部を設置することになる。その下に災害警戒本部があって、こちらは危機監理監以下が対応する。その前の段階では、危機管理室で情報の収集をしている。

大雨等を例にとると、気象台あるいは河川管理者から情報を頂きながら危機管理室で情報収集をする。その上で、雨の状況などを踏まえて、次の段階では災害警戒本部を設置することになる。その中で河川の水位が一定に達したときについては避難勧告等を出すという判断になる。これについては、基本的に災害警戒本部については、危機監理監以下で決定し、その情報については市長に報告をして、市民の方に決定情報としてお知らせする。

さらに災害の程度が悪化した場合には、市の災害対策本部を設置して市長も本部に参加し、その場で決定する形となる。

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

その先のなすべき情報が決まった段階でメディアへの情報の周知はどのようになるか。

【仙台市危機管理室長】

メディアについては、仙台市の情報を系統的に連携して流せるような仕組みがある。例えば、避難勧告で緊急速報メールを流すといったような段階で、同時にメディアにも同じ情報が行くことになっている。これを通じてメディアから、例えばテレビだと、d ボタンの情報、テロップに出していただいたり、放送を行っていただいたりという流れになる。

【特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 宗片委員】

資料 2-2 の別紙の①「大雨時に開設する指定避難所の見直し」において、「地域団体の意向に沿う」という表現があるが、②「早期の避難準備情報発令と避難所開設」の状況になった場合は、地域団体の意向にかかわらず避難所を開設するという理解でよいか。

【仙台市危機管理室防災計画課長】

①に関しては、指定避難所の見直しということで前提条件を二つ設けている。それとは別の制度として、②に関しては、台風等の大雨、暴風が迫っているときにあらかじめ

避難所を開くための条件として示している。

【特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 宗片委員】

そうすると、①と②の対象は別と考えてよいか。

【仙台市危機管理室防災計画課長】

指定避難所としては同じである。

【特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 宗片委員】

地域団体が開設の意向を持っていない場合でも、台風によって大雨が降った場合には開設するという理解でよいか。

【仙台市危機管理室防災計画課長】

あらかじめ開かないという意向になっている避難所は基本的に開けないということになる。

【特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 宗片委員】

台風などによって大雨が降った時の対応というのは、①の避難所は対象にならないと考えてよいか。

【仙台市危機管理室長】

基本的に雨の際に開設する避難所は①も②も同じである。

その前提となるのは①の地域の方の意向になる。これは地域の方が雨の際にどこに避難するかというのをそれぞれ検討いただいているので、その避難先に避難するということになり、そこが開設対象の避難所となる。

②の方は、避難準備情報を発令するのを少し早い段階にするということが趣旨であり、その際に①で決めた開設対象の避難所を開けることになる。

内容的には①と②は直接つながらないが、避難所としては同じということになる。

【議長】

それでは、平成 29 年度仙台市地域防災計画は原案のとおり承認することとしてよろしいか伺う。

【委員一同】

異議なし。

【議長】

原案のとおり承認とする。

5. その他

(1) 想定最大規模降雨を踏まえた平成 30 年度以降の対応について

- ・資料 3-1 に基づき、仙台河川国道事務所調査第一課 茅原水防企画係長から説明
- ・資料 3-1 に基づき、宮城県土木部河川課 鈴木技術補佐から説明
- ・資料 3-2 に基づき、事務局(仙台市危機管理室防災計画課長) から説明

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

想定し得る最大規模の洪水の降雨量はどのようにはじき出されたのか。

【仙台河川国道事務所調査第一課 茅原水防企画係長】

例えば名取川だと今までは 150 年に 1 回の雨を想定していたが、これを 1,000 分の 1、即ち 1,000 年に一回という降雨量に引き延ばした場合と、実際に地域において過去に降った雨の中で最大のものを想定した場合とで比較し、大きい方を想定し得る最大の降雨量ということで設定している。

なお、名取川、広瀬川については、地域において過去に降った最大のもので設定している。

【エフエム仙台 防災・減災プロデューサー 板橋委員】

L1、L2 という表現は、津波等に関して言うようなレベル 1、レベル 2 という意味か。

【仙台河川国道事務所調査第一課 茅原水防企画係長】

そのとおりである。

【議長】

来る 6 月 12 日には、仙台市民防災の日ということで、直下型地震を想定した身体保護訓練等を実施することとしている。引き続き関係機関の皆様方については、ご支援、ご協力をお願いしたい。

【議長】

以上で議事の一切を終了する。

6. 閉会

以上、事実に相違ないと認める。

平成 29 年 6 月 28 日

仙台市防災会議委員

岩崎 伸一



平成 29 年 7 月 3 日

仙台市防災会議委員

佐藤 俊昭

